

吸収合併に係る事後備置書類

(会社法第 801 条第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める書面)

2026 年 10 月 1 日

アクモス株式会社

2026 年 10 月 1 日

吸収合併に係る事後備置事項

東京都港区虎ノ門一丁目 21 番 19 号
アクモス株式会社
代表取締役社長兼 COO 清川 明宏

当社は、2026 年 4 月 21 日付で完全子会社の株式会社システムズサービス（以下「システムズサービス」といいます。）と合併契約を締結し、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、システムズサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び同法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における手続きの経過

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

システムズサービスは当社の完全子会社であったため、差止請求について該当はありません。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続きの経過

システムズサービスは当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続きの経過

システムズサービスは、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続きの経過

システムズサービスは、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 8 月 20 日付の官報により、債権者に対して本吸収合併に対する異議申述の公告を行うと共に、同日、知れている債権者に各別に催告いたしましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における手続きの経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過

当社に対して、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2026 年 8 月 20 日付の電子公告にて、本合併に関する公告を行いました。反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続きの経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2026 年 8 月 20 日付の官報及び電子公告にて本合併に関する公告を行いました。異議申述期限までに異議を申述した債権者はいませんでした。

4. 本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、システムズサービスからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更を登記した日

本合併の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

7. その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

別紙

吸収合併に係る事前備置書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2026 年 8 月 19 日

株式会社システムズサービス

2026 年 8 月 19 日

吸収合併に係る事前備置事項

東京都港区虎ノ門一丁目 21 番 19 号
株式会社システムズサービス
代表取締役 清川 明宏

当社を吸収合併消滅会社、アクモス株式会社（以下「アクモス」といいます。）を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

当社及びアクモスが 2026 年 4 月 21 日付で締結した合併契約書の内容は、別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社はアクモスの完全子会社であるため、本合併に際してアクモスは、当社の株主に対する株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 新株予約権の対価の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 合併存続会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

アクモスの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2026 年 7 月 1 日付けで、下記の通り本社を移転しております。

(i) 現本社住所

東京都港区虎ノ門一丁目 21 番 19 号

(ii) 移転理由

本社移転により、経営資源を共有することにより、本社機能の強化及び業務効率化を図ることを目的とするものであります。

(iii) 業績等への影響

当該本社移転費用の業績に与える影響は軽微であります。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日以後のアクモスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生日以後のアクモスの収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本合併の効力発生日以後におけるアクモスの債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

別紙1 吸収合併契約

合併契約書（写）

アクモス株式会社（以下、甲という）と株式会社システムズサービス（以下、乙という）は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本件合併」という。）に関し、次のとおり合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 本件合併により、甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。
2. 本件合併における当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。

①吸収合併存続会社

商号：アクモス株式会社

住所：東京都港区虎ノ門一丁目21番19号

②吸収合併消滅会社

商号：株式会社システムズサービス

住所：東京都千代田区外神田三丁目16番13号

（現本社住所：東京都港区虎ノ門一丁目21番19号）

第2条（効力発生日）

効力発生日は、2026年10月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、期日を変更することができる。

第3条（合併対価の交付）

甲は、乙の全株式を所有していることを踏まえて、本件合併では一切の対価を交付しない。

第4条（増加すべき資本金及び準備金の額等）

甲は、本件合併では、資本金及び準備金の額を変更しない。

第5条（合併承認手続）

甲及び乙は、本契約締結後合併の効力発生日の前日までに、本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行う。

第6条（権利義務全部の承継）

1. 甲は、効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

2. 本件合併後も甲において勤務を継続する乙の役員及び従業員の処遇、その他甲が乙の事業を承継することにともない必要な事項については、合併準備委員会及び甲乙間で協議の上、別途定める。

第7条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をなすものとし、かつその財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙間で協議の上、これを実行する。

第8条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙間で協議の上、合併条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（合併契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲及び乙の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、効力を失うものとする。

第10条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議の上、これを定める。

以上のとおり契約したので本書1通を作成し、甲が保有し、乙は原本の写しを保有する。

2026年 4月 21日

甲 東京都港区虎ノ門一丁目21番19号
アクモス株式会社
代表取締役 飯島秀幸

乙 東京都千代田区外神田三丁目16番13号
株式会社システムズサービス
代表取締役 志賀 亦

別紙2 アクモスの最終事業年度に係る計算書類等

事業報告

(自 2024年7月1日
至 2025年6月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 連結業績の状況

当連結会計年度(自2024年7月1日至2025年6月30日、以下「当期」という。)におけるわが国経済は、緩やかな回復が見られる一方、米国の関税政策や中国の景気減速、物価の上昇や人手不足感の強まりにより先行きへの懸念が続いております。

当社グループの事業を取り巻く環境は、近年の大規模災害の発生を契機とした消防防災分野への関心の高まりや、デジタル産業基盤強化のためのデジタル人財の育成・確保が課題となっております。足元でも特にネットワークやクラウド技術をもつ人財は不足しております。当社ではエンジニア職の新卒採用社員に対する最長1年間の研修期間を設けるほか、職位に応じた研修を実施し、事業の成長に欠かせない優秀な技術者の確保と育成に取り組み、積極的な人財への投資を行っております。

当期から開始した中期経営計画2027(2024/07-2027/06)においては最終年度の連結売上高100億円到達を目標とし、収益性と成長性を軸に事業ポートフォリオのポジショニングに応じた事業戦略を推進してまいりました。成長投資領域(Growth)では、消防防災事業及びネットワーク事業に対し集中して投資しており、当期においては他領域からの異動や採用等により人員の確保に注力しております。また、グループ全体で人財採用を強化し、3年間で200名以上の採用を目標に取り組み、当期においてはグループ全体で2025年新卒採用51名、中途採用11名の実績でした。

当期は前期第3四半期末から連結した株式会社プライムシステムデザインの損益が加わっており前期比で3.1%の増収となりました。一方で採用及び人財育成を積極的行っていることから、人件費(役員報酬及び株式報酬を除く)が前期に対し290百万円増加し10.8%増となっております。

当期の売上高は6,421百万円(前期は6,230百万円、前期比3.1%増)、営業利益は583百万円(前期は660百万円、前期比11.6%減)、経常利益は584百万円(前期は660百万円、前期比11.4%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は386百万円(前期は422百万円、前期比8.7%減)となりました。

以上の当期業績及び中期経営計画の進捗状況を踏まえ、2024年8月5日に発表した中期経営計画2027(2024/07-2027/06)の最終年度を1年間延長し、2028年6月期に変更することといたしました。これにともない中期経営計画の名称を中期経営計画2028に修正いたします。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	6,230	6,421	191	3.1 %
営業利益	660	583	△76	△11.6
経常利益	660	584	△75	△11.4
親会社株主に帰属する当期純利益	422	386	△36	△8.7

② 主な事業の状況

各セグメント別の状況は以下のとおりです。

(単位：百万円)

セグメント	前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
I Tソリューション	売上高	3,875	4,023 3.8 %
	営業利益	421	367 △12.8
I Tインフラ	売上高	997	1,046 4.9

	営業利益	181	163	△9.9
I T サービス	売上高	1,375	1,395	1.4
	営業利益	102	99	△3.5

1) I T ソリューション事業

消防防災ソリューションでは全国展開において北は北海道から南は鹿児島県の消防通信指令システムの入札に参加し、当期末までの落札件数は4件となりました。当期中には高知県で1件の完了があり、当期末時点で進捗に応じて売上を計上している1件を含め4件の仕掛・受注済み案件があります。

自治体ソリューションのクラウド化を推進し、車検時の納税確認を効率化し、都道府県・市町村の業務負担を軽減できるクラウドサービス「車検用納税確認支援システム」や、教育現場の働き方改革を支援する、教職員向け勤怠管理クラウドサービス「AttRec(アトレコ)」を全国の県、市町村への拡販に取り組んでおります。2024年9月に、当社は株式会社ネオジャパンのノーコード業務アプリ作成ツールのAppSuiteインテグレーターに認定され、アプリ作成支援&作成代行等オプション連携サービスのメニュー化を進めました。また、SES事業においてAIソリューションベンダーとの取引を開始しております。

当期より通期で株式会社プライムシステムデザインの業績が加わり、売上高は4,023百万円(前期は3,875百万円、前期比3.8%増)、営業利益は367百万円(前期は421百万円、前期比12.8%減)となりました。受注残高は前述した消防通信指令システムのほか、2025年10月に実施を控える令和7年国勢調査関連の統計システムを中心に、前期末に対し28.7%増加し1,167百万円となっております。

2) I T インフラ事業

地方公共団体による情報管理システムのネットワーク基盤リプレースなど大型の入札案件の完了や、官公庁・民間企業でのグループウェアの導入支援、行政機関や研究機関への計算機などの納入があり、前期比で4.9%の増収となりました。標的型攻撃メール対応訓練ソリューション「SYMPROBUS CoTra Enterprise」では生成AIによる訓練メールテンプレートの自動作成機能の追加やセキュリティ教育コンテンツの更新のほか、見積自動発行機能のリリースなどお客様や販売代理店の要望に対応し、機能の充実を図りました。また、営業部員の増員や、ネットワークエンジニアの育成等、人財投資を推進しました。

茨城県では、企業版ふるさと納税(人材派遣型)制度を用いて茨城県教育庁へシステムエンジニア1名を1年間派遣し、ICTを活用した教育データ利活用の推進を支援いたしました。

当期の売上高は1,046百万円(前期は997百万円、前期比4.9%増)、営業利益は163百万円(前期は181百万円、前期比9.9%減)となりました。受注残高は前期末に対し4.1%減の572百万円となっております。

3) I T サービス事業

第三者保守サービスでは、レガシー仮想化のためのエミュレータCharonの販売が伸び、パーツ販売もお客様の在庫調整の影響から回復傾向にあります。一部保守契約の解約、エミュレータの仕入や外部委託による原価の増加がありました。病院情報システム維持管理では運用業務が堅調に推移しており、人員の調整がつかず受注できない案件もありましたが、売上高は前期比で6.5%増加しました。BPOサービスでは、入札などによる高収益案件への注力や業務効率の改善とともに営業利益が回復しております。

当期の売上高は1,395百万円(前期は1,375百万円、前期比1.4%増)、営業利益は99百万円(前期は102百万円、前期比3.5%減)となりました。受注残高は前期末に対し3.3%減の572百万円となっております。

<次期の見通し>

当社は、2024年8月5日に発表した中期経営計画2027(2024/07-2027/06)について最終年度を

1年間延長し、2028年6月期に変更することといたしました。これにともない中期経営計画の名称を中期経営計画2028に修正いたします。

当社は2024年7月に、「Challenging Mind 社は「挑戦する心」をもって、事業の拡大と高付加価値化を実現し、新たな顧客を創造する」をビジョンとする中期経営計画2027(2024/07-2027/06)(以下、「本計画」という。)を開始し、Business(事業)×Members(人財)×Value(付加価値)3つの分野での挑戦を進めてまいりました。2025年6月期の売上高は前期比で3.1%の増収となりましたが、各利益項目の目標は未達となりました。主に以下に示した理由から、売上高100億円を達成するには1年間の計画期間の延長が不可欠であると判断いたしました。2028年6月期までの今後の3年間で本計画を完遂し、最終年度の売上高100億円を目指してまいります。

(課題1) 人財投資

本計画では、3年間で経験者採用を含み200名以上の採用を計画し、人員増による収益貢献を見込んでおります。2025年6月期の採用実績は、グループ全体で新卒採用が51名、経験者採用が11名の計62名となりました。人件費は前期比で10.8%増となる一方で、人員増による収益貢献は計画に比べてタイムラグが生じており、これらを考慮して収益貢献時期の見直しを行いました。

(課題2) トップラインの伸長

本計画上、2025年6月期の売上高は前期比の増加率として約12%増を見込んで計画を遂行してまいりましたが、結果は前述のとおり3.1%の増収に留まり、トップラインが伸び悩む結果となりました。当社は、本計画で掲げた収益性、成長性の高い事業への集中投資を進行中で、事業分野ごとの施策の進捗に差異がある状況であることを踏まえて、当初の本計画で示した各年度の計画数値の達成時期をそれぞれ1年間繰り延べることにいたしました。

また、主として首都圏のBtoBのIT事業会社を対象に新規子会社となる企業の獲得を目指してM&Aを推進しておりますが、初年度での実現には至らず、2028年6月期までの間で2社の獲得を目標に案件の発掘を進めてまいります。

中期経営計画2028の経営目標については、以下のとおりです。

(単位：百万円)

経営目標	中期経営計画2028		
	2026年6月期	2027年6月期	2028年6月期
売上高	7,000	8,000	10,000
営業利益	700	800	1,000
経常利益	700	800	1,000
親会社株主に帰属する当期純利益	450	520	640
株主資本利益率(ROE)	13.0%	14.1%	15.9%
経常利益率	10.0%	10.0%	10.0%

2026年6月期は、売上高7,000百万円(対当期比9.0%増)、営業利益700百万円(対当期比19.9%増)、経常利益700百万円(対当期比19.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益450百万円(対当期比16.6%増)を見込んでおります。

なお、業績予想の時点で入手可能な情報のうち合理的と判断された内容のみを織り込んで2026年6月期の連結業績を予想しております。実際の業績は、経済情勢等様々な不確定要因により、予想数値と異なる場合があります。

(2) 設備投資の状況

当社グループによる設備投資総額は38百万円であり、以下のとおりであります。

① 有形固定資産

有形固定資産の投資額は18百万円となり、その主なものはOA機器の新設及び更新であります。

② 無形固定資産

無形固定資産の投資額は20百万円となり、その主なものはソフトウェア製品の制作であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の金融機関からの借入金の純減額は135百万円でありました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別		第 31 期 (2022年 6 月期)	第 32 期 (2023年 6 月期)	第 33 期 (2024年 6 月期)	第 34 期 (2025年 6 月期)
売 上 高	(百万円)	4,614	5,867	6,230	6,421
経 常 利 益	(百万円)	474	677	660	584
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	(百万円)	303	419	422	386
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	(円)	31.08	42.87	43.01	38.94
総 資 産	(百万円)	4,593	5,113	5,261	5,378
純 資 産	(百万円)	2,796	3,091	3,460	3,666

② 当社の財産及び損益の状況の推移（単独決算）

区 分 \ 期 別		第 31 期 (2022年 6 月期)	第 32 期 (2023年 6 月期)	第 33 期 (2024年 6 月期)	第 34 期 (2025年 6 月期)
売 上 高	(百万円)	3,249	3,807	4,017	3,870
経 常 利 益	(百万円)	418	495	485	464
当 期 純 利 益	(百万円)	301	344	343	351
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	(円)	30.86	35.19	34.92	35.42
総 資 産	(百万円)	3,666	4,115	4,013	4,112
純 資 産	(百万円)	2,296	2,518	2,766	2,929

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社に該当する会社はありません。

コンセーユ・ティ・アイ株式会社は、当社の株式を23.98%所有しており、会社計算規則上の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社にあたります。当社は、投資事業を営む同社の投資先という関係にありますが、事業活動や経営戦略の決定については、当社独自の意思決定を行っており、同社との取引はありません。

② 重要な子会社の状況（2025年 6 月30日現在）

会 社 名	資 本 金	議決権比率	事 業 内 容	
A S ロ カ ス 株 式 会 社	100,000千円	81.0 %	情報技術事業	I T ソ リ ュ ー シ ョ ン
株式会社プライムシステムデザイン	30,000	80.0		
アクモスメディカルズ株式会社	100,000	100.0		
株 式 会 社 フ ィ ー ル ド ワ ン	80,000	80.0		I T サービス
株 式 会 社 ジ イ ズ ス タ ッ プ	50,000	100.0		

(注) A S ロカス株式会社、アクモスメディカルズ株式会社、株式会社フィールドワンは特定子会社に該当しております。

(10) 企業集団の主要な事業セグメント (2025年6月30日現在)

当社グループの主要な事業内容は、情報技術事業として、サービス別のセグメントから構成されており、I Tソリューション事業、I Tインフラ事業及びI Tサービス事業の3つを報告セグメントとしております。

I Tソリューション事業は、S I・ソフトウェア開発、消防防災ソリューション、G I Sソリューションの開発、保守及び運用などを行っております。I Tインフラ事業はI T基盤・ネットワーク構築、クラウド関連サービスの構築並びにこれらのコンサルティングを行っております。I Tサービス事業は第三者保守サービス、病院情報システム維持管理、サーベイアンケート、事務局業務などを請負うビジネスプロセスアウトソーシング(B P O)を行っております。当社は、自らもI Tソリューション事業とI Tインフラ事業を営むとともに、子会社の株式・持分を所有することで、当該会社の事業活動を支配・管理し、グループの企業価値を最大限に高めることを目的としております。

(11) 企業集団の主要拠点等 (2025年6月30日現在)

① 当 社

本 社 東京都港区
 茨 城 本 部 茨城県水戸市
 茨城開発センター 茨城県那珂郡東海村
 つくばオフィス 茨城県土浦市

② 子 会 社

I Tソリューション事業	A S ロカス株式会社	千葉県千葉市
	株式会社プライムシステムデザイン	東京都中野区
I Tサービス事業	アクモスメディカルズ株式会社	東京都港区
	株式会社フィールドワン	東京都新宿区
	株式会社ジイズスタッフ	東京都千代田区

(12) 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

	従 業 員 数 (外 平均臨時雇用者数)	前期末比増減
情 報 技 術 事 業		
I T ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	347名 (50名)	31名増
I T イ ン フ ラ 事 業	51名 (11名)	5名増
I T サ ー ビ ス 事 業	92名 (11名)	2名減
合 計	490名 (72名)	34名増

(注) 従業員数は、就業人員数を記載しております。

- ② 当社の従業員の状況
 従業員数 308名
 平均年齢 36.3歳
 平均勤続年数 11.8年

2. 会社の株式等に関する事項 株式に関する事項

(2025年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,300,000株
 ② 発行済株式の総数 10,215,400株
 (注) 発行済株式の総数には、自己株式267,343株が含まれております。
 ③ 株主数 9,462名
 ④ 大株主（発行済株式（自己株式を除く）の総数の上位10名の株主）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コンセーユ・ティ・アイ株式会社	2,385,400株	23.98%
光通信株式会社	741,300株	7.45%
アクモスグループ社員持株会	376,737株	3.79%
飯島秀幸	333,400株	3.35%
株式会社UH Partners 2	200,200株	2.01%
金子登志雄	96,000株	0.97%
岡田主税	81,000株	0.81%
外池榮一郎	71,000株	0.71%
新居紀孝	60,400株	0.61%
佐藤博通	57,200株	0.57%

(注) 当社は、自己株式267,343株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	18,000株	3名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (3)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況

(2025年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼 C E O	飯 島 秀 幸	ASロカス株式会社 代表取締役会長 アクモスメディカルズ株式会社 代表取締役会長 コンセーユ・ティ・アイ株式会社 代表取締役
代表取締役社長 兼 C O O	清 川 明 宏	

取締役副社長 兼 C T O	深 作 耕 一	株式会社ジイズスタッフ 代表取締役会長
取 締 役	小 竹 由 紀	株式会社エンバイオ・ホールディングス 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	西 山 達 男	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	板 垣 雄 士	板垣雄士公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 尾 恭 志	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	金 子 登 志 雄	金子司法書士事務所 所長

- (注) 1. 取締役のうち小竹由紀氏、西山達男氏、板垣雄士氏、松尾恭志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、西山達男氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）板垣雄士氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 小竹由紀氏、西山達男氏、板垣雄士氏、松尾恭志氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	73,590 (3,600)	63,600 (3,600)	－ (－)	9,990 (－)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,800 (15,000)	16,800 (15,000)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計	90,390	80,400	－	9,990	8

- (注) 1. 当事業年度末現在の監査等委員を除く取締役の人数は4名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役の人数は4名（うち社外取締役は3名）であります。
2. 当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年9月27日開催の第25回定時株主総会において年額1億6千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の員数は4名であります。また、上記報酬の枠内で、2022年9月27日開催の第31回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の譲渡制限付株式報酬額として、年額3千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名であります。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額については、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会の審議・答申を受けたうえ決定をいたしております。
4. 当社の取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年9月27日開催の第25回定時株主総会において年額4千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定の方法

当社は、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする指名報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会において取締役の報酬の内容に係る決定方法を決議しております。2021年2月19日開催の取締役会決議をもって制定し、2024年8月5日開催の取締役会決議をもって改定いたしました。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の、三項目を基本方針として決定しております。

- ・透明性、客観性、独立性が確保されたコーポレートガバナンスによる決定プロセスであること

- ・報酬の決定において、同業同規模の他社の報酬水準、経営内容、従業員給与とのバランス及び業績等の目標の達成度に基づくこと
- ・企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与し、株主の皆様との価値共有を一層促進すること

また、当社は、以下、5)に記載のとおり、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める指名報酬委員会を設置しており、取締役の報酬に関する事項を指名報酬委員会に諮問し、その答申を受けて、審議しております。

2) 報酬の種類

(a)基本報酬（金銭報酬）

当社は、役位毎の報酬テーブルに基づき、基本報酬を支給しております。役位毎の報酬テーブルは、取締役会が指名報酬委員会に答申を諮問し、その答申案に基づき審議を行い決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、その職務内容に鑑み、基本報酬のみとしております。

(b)業績連動報酬

業績連動報酬は、業務執行取締役を対象にしており、金銭で支給される報酬（以下、「業績連動報酬（金銭報酬）」という。）と、譲渡制限付株式で支給される非金銭報酬の株式報酬（以下、「業績連動報酬（株式報酬）」という。）の2種類があります。

ア．業績連動報酬（金銭報酬）

業績連動報酬（金銭報酬）は、短期業績のインセンティブとして付与し、グループ事業全体の経常的な収益力を示す連結経常利益を業績指標として採用します。

業績連動報酬（金銭報酬）は、基本報酬の報酬テーブルで役位毎に定める基本報酬額の年額の10%を、年あたりの標準額として設定し、連結経常利益の目標値の達成度に応じて、下記のとおり、支給額が変動する仕組みを採用しており、1事業年度当たりの支給総額は、2,000万円を限度としております。

なお、当事業年度における業績指標の実績値は連結経常利益584百万円でした。

（目標値以上の場合）	経常利益目標超過額×12%＋標準額
（目標値の90%以上、100%未満の場合）	標準額×80%
（目標値の90%未満の場合）	支給対象外

イ．業績連動報酬（株式報酬）

業績連動報酬（株式報酬）は、中期業績との連動性を重視し、中期経営計画の達成及び企業価値の向上に対するインセンティブを付与し、業務執行取締役と株主の皆様との価値共有を一層促進することを目的としております。

また、当社は、取締役会が定めた譲渡制限期間の譲渡、担保権の設定その他の一切の処分を禁止する譲渡制限株式報酬制度を採用しております。譲渡制限期間中において、業績連動報酬（株式報酬）として株式の交付を受けた取締役に重大な違反行為、不正行為、当社に不利益を与える行為等があった場合には、当社が株式報酬として取締役に交付した株式を無償取得する旨を譲渡制限付株式割当契約書に規定いたします。

業績連動報酬（株式報酬）は、中期経営計画の期間である3年毎に、

（ア）交付の条件となる業績指標

（イ）年報酬額として割り当てる当社株式の合計数及び金額換算の上限額

（ウ）業務執行取締役の役位毎の支給株式数

等、株式報酬を交付するために必要な事項は、取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の議案として、指名報酬委員会に諮問し、その答申に基づいて取締役会で決議し、定時株主総会での議案承認に基づき、株式報酬制度を決定しております。

中期経営計画は1年延長させていただくこととなりましたが、株式報酬の交付条件等につきましては、昨年の第33回定時株主総会にてご承認いただきました基準を変更いたしません。よって、当事業年度における株式報酬は支給いたしません。

3) 報酬の種類ごとの割合に関する方針

取締役会は、業務執行取締役の各報酬の種類別の割合について、指名報酬委員会の答申に基づき、取締役の個人別の報酬等の額に対する割合を決定しております。なお、業績指標を100%達成した場合の基本報酬（金銭報酬）：業績連動報酬（金銭報酬）：業績連動報酬（株式報酬）の割合は、8：1：1を、固定報酬と業績報酬の割合は、8：2を目安としております。

4) 取締役の個人別の報酬の内容等についての決定に関する事項

(a)基本報酬（金銭報酬）

指名報酬委員会は、取締役の個人別の金銭による報酬額について、基本報酬の原案の諮問を受け、役位毎に定める報酬テーブルを基準とし、基本報酬額の取締役会への答申を行います。取締役会は、指名報酬委員会の答申内容を審議し、各取締役に対する金銭報酬の支給額を決定し、毎月、金銭による固定報酬として支給しております。

(b)業績連動報酬

ア．業績連動報酬（金銭報酬）

取締役会は、前年度の連結経常利益が確定する定時株主総会の終了後に、指名報酬委員会に業績連動報酬（金銭）の原案を諮問し、その答申内容を踏まえ、個人別の支給額と支給日を決議します。その結果に基づき、業績連動報酬（金銭）は、毎年一定の時期に、支給日を含む事業年度の報酬として支給します。

イ．業績連動報酬（株式報酬）

株式報酬の個人別の交付数は、予め定時株主総会の承認により役位毎に年報酬株式数の限度が定められております。年報酬株式数の限度は、基本報酬の報酬テーブルで役位毎に定める基本報酬額の年額の10%に相当する金額を、定時株主総会に付議する議案を決議する取締役会の開催日の属する月の前月までの直近3か月間の当社株式の株価の終値で割り戻した数を目安に、取締役の報酬水準を総合的に勘案して決定しております。

定時株主総会終了後に、指名報酬委員会は、各事業年度の連結及び単体の決算の結果に基づき、業績指標の達成状況を確認し、株式報酬の交付の妥当性について取締役会に答申を行い、取締役会は、その答申に基づいて、株式報酬の交付を決定し、交付日の属する事業年度の報酬として支給します。

	年報酬株式数限度
代表取締役会長	年5,000株
代表取締役社長	年4,000株
業務執行取締役	年3,000株

5) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法（4）を除く事項）

指名報酬委員会は、代表取締役会長及び取締役会の決議によって選任された社外取締役を過半数以上とする3名で構成され、社外取締役1名を委員長としております。

指名報酬委員会は、取締役の報酬水準、報酬の種類ごとの比率及び業績連動の仕組み等について定期的に審議を行うほか、取締役報酬に関する法制度等の環境変化に応じて開催し、委員会の審議結果に基づいて、取締役会に答申を行います。

6) その他取締役報酬に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬等の限度額
年額1億6千万円以内（非金銭による報酬を含む）
監査等委員である取締役の報酬等の限度額
年額4千万円以内
上記の報酬限度額定時株主総会決議日：2016年9月27日

7) 個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名報酬委員会では、取締役の個人別の報酬等の内容と決定方針の整合性等を確認したうえで答申しているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者の重要な兼職状況

社外取締役(監査等委員)板垣雄士氏は、板垣雄士公認会計士事務所の所長であります。なお、同事務所と当社との間には取引はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職状況

社外取締役小竹由紀氏は、株式会社エンバイオ・ホールディングスの社外取締役であります。なお、同社と当社との間には取引はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

(取締役会等への出席状況及び発言状況)

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	小竹 由紀	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、主にCSRの専門的な知識と経験により、助言提言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	西山 達男	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席、さらに監査等委員会13回すべてに出席し、常勤監査等委員として、また金融等の分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき助言提言を行っております。 また、任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員長を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役 (監査等委員)	板垣 雄士	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席、さらに監査等委員会13回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的な知識により、助言提言を行っております。 また、任意の諮問機関である指名報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役 (監査等委員)	松尾 恭志	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席、さらに監査等委員会13回すべてに出席し、主にIT事業の専門的な知識と経験により、助言提言を行っております。

(本事業報告中の記載数字は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。)

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
〈資産の部〉		〈負債の部〉	
流動資産	2,216,702	流動負債	926,410
現金及び預金	1,307,495	買掛金	193,265
売掛金	712,339	短期借入金	70,000
仕掛品	153,219	1年内返済予定の長期借入金	62,400
前払費用	32,528	未払金	113,483
その他の	11,119	未払費用	297,308
固定資産	1,895,402	未払法人税等	85,848
有形固定資産	239,101	未払消費税等	38,422
建物	144,798	前受金	29,273
構築物	7,829	賞与引当金	21,131
工具、器具及び備品	17,636	アフターコスト引当金	5,850
土地	68,836	その他の	9,426
無形固定資産	19,850	固定負債	256,639
ソフトウェア	19,296	長期借入金	250,400
その他の	553	アフターコスト引当金	5,850
投資その他の資産	1,636,450	その他の	389
投資有価証券	3,150	負債合計	1,183,050
繰延税金資産	90,609	〈純資産の部〉	
関係会社株式	1,485,399	株主資本	2,928,079
その他の	57,290	資本金	693,250
		資本剰余金	683,396
		資本準備金	531,658
		その他資本剰余金	151,738
		利益剰余金	1,579,101
		その他利益剰余金	1,579,101
		繰越利益剰余金	1,579,101
		自己株式	△27,668
		評価・換算差額等	975
		その他有価証券評価差額金	975
		純資産合計	2,929,054
資産合計	4,112,104	負債純資産合計	4,112,104

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2024 年 7 月 1 日
至 2025 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			3,870,843
売上原価			2,324,118
売上総利益			1,546,724
販売費及び一般管理費			1,141,988
営業利益			404,735
営業外収益			65,026
受取利息及び配当金	63,715		
その他	1,310		
営業外費用			4,815
支払利息	4,354		
その他	460		
経常利益			464,946
特別損失			58
その他	58		
税引前当期純利益			464,888
法人税等			113,719
法人税、住民税及び事業税	116,699		
法人税等調整額	△2,980		
当期純利益			351,168

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024 年 7 月 1 日
至 2025 年 6 月 30 日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	693,250	531,658	112,520	644,178	1,464,602	1,464,602
当期変動額						
剰余金の配当					△236,670	△236,670
当期純利益					351,168	351,168
自己株式の取得						
自己株式の処分			6,873	6,873		
譲渡制限付株式報酬			32,344	32,344		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	39,218	39,218	114,498	114,498
当期末残高	693,250	531,658	151,738	683,396	1,579,101	1,579,101

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△36,804	2,765,226	803	803	2,766,029
当期変動額					
剰余金の配当		△236,670			△236,670
当期純利益		351,168			351,168
自己株式の取得	△58	△58			△58
自己株式の処分	1,745	8,618			8,618
譲渡制限付株式報酬	7,448	39,793			39,793
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	172	172	172
当期変動額合計	9,135	162,852	172	172	163,024
当期末残高	△27,668	2,928,079	975	975	2,929,054

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～38年
工具器具備品	3年～15年

(2) 無形固定資産………定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間(3～4年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金………支給見込額基準に基づいて計上しております。

(2) アフターコスト引当金…ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、個別案件に係る必要額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

受注制作のソフトウェア開発は、主に請負契約による取引であります。

受注制作のソフトウェア開発は、顧客からの個々の要求に応じシステムの要件定義、設計、開発及び運用テスト等を実施するものであり、これらの業務や作業は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。合理的な進捗度の見積りができるものについては進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りができない場合は、発生したコストの範囲で、原価回収基準に基づいて収益を認識しております。

なお、契約における開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い案件については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

サービスの提供は、主に保守・運用サービス等を提供することです。

サービスの提供は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しており、当該サービスの進捗度に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。一定期間の保守等のサポートサービス等のように契約期間の定めがあり、その期間にわたりほぼ同一のサービスが継続して提供される取引については、履行義務が時の経過にわたり充足されるものと判断し、契約期間を通じて収益を均等に認識しております。

コンピュータ機器等の販売は、主に機器等の製品を引渡しすることであります。

コンピュータ機器等の販売は、一時点で履行義務が充足される取引であると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、コンピュータ機器等の販売における当社の役割が代理人に該当する取引については、当該取引価格から第三者に対する支払額を控除した純額を収益として認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「アフターコスト引当金」は、開示の明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記することとしました。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度 (2025年6月30日)
関係会社株式	1,485,399

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の評価については、実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、今後の事業計画に基づき実質価額が回復するものと裏付けられる場合を除き、評価損を計上することとしています。事業計画には不確実性があり、経済状況等によっては翌事業年度の計算書類において関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

該当事項はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 237,413 千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 4,433 千円

短期金銭債務 3,746 千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	21,921 千円
売上原価	37,731 千円
営業取引以外の取引高	63,113 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	267,343 株
------	-----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生のおもな原因

(繰延税金資産)

未払事業税	6,310 千円
未払賞与及び賞与引当金	23,804 千円
投資有価証券評価損	2,180 千円
株式報酬	35,538 千円
確定拠出年金未払金	1,708 千円
未払社会保険料	14,889 千円
減価償却超過額	4,120 千円
アフターコスト引当金	3,687 千円
その他	3,038 千円
繰延税金資産小計	95,278 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当金	△4,219 千円
評価性引当額小計	△4,219 千円
繰延税金資産合計	91,058 千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△448 千円
繰延税金負債合計	△448 千円
繰延税金資産純額	90,609 千円

2. グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	A S ロカス(株)	千葉県 千葉市	100	I Tソリューション 事業	所有 直接 81.00	兼任2名	子会社	配当金の 受取	22,615	—	—
子会社	アクモスメ ディカルズ(株)	東京都 港区	100	I Tサービ ス事業	所有 直接 100.00	兼任2名	子会社	配当金の 受取	5,403	—	—
子会社	(株)フィール ドワン	東京都 新宿区	80	I Tサービ ス事業	所有 直接 80.00	兼任3名	子会社	配当金の 受取	9,243	—	—
子会社	(株)ジイズ スタッフ	東京都 千代田区	50	I Tサービ ス事業	所有 直接 100.00	兼任3名	子会社	配当金の 受取	12,084	—	—
子会社	(株)プライム システム デザイン	東京都 中野区	30	I Tソリューション 事業	所有 直接 80.00	兼任3名	子会社	配当金の 受取	13,767	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引については、市場価格を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 294 円 44 銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 35 円 42 銭 |

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年 8 月18日

アクモス株式会社
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 鹿目 達也
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 片岡 嘉徳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アクモス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り

の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に関する内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月19日

アクモス株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	西山達男 ㊞
監査等委員	板垣雄士 ㊞
監査等委員	松尾恭志 ㊞
監査等委員	金子登志雄 ㊞

(注) 常勤監査等委員 西山達男、監査等委員 板垣雄士、松尾恭志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

